

“眞田宗興の「監査役事件簿」” No.41

2020年4月17日
監査懇話会 眞田宗興

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

取締役会への報告をビビった監査役一関電金品受領事件

2019年6月ころから、「関西電力（以下関電）の協力会社への発注工事費の一部が関電の首脳などに還流されている」との内部告発文が出回るようになり（19.11.16 週刊東洋経済）、2019年9月27日、共同通信が配信し、大騒ぎになった。

同年10月2日、y会長とi社長が記者会見し、2018年9月11日付けの社内調査委員会の調査報告書を公表し、会長、社長、副社長ら23名が3.2億円の金品を受領していたことを明らかにした。1年以上もの間、調査報告書を公表しなかった理由は「不適切な行為は多々あったが、違法ではない」という調査委員会の判断だったためだとした。（19.10.3 日経新聞）

取締役会に報告しなかった監査役に対して批判が起きた。（19.10.5 毎日新聞ほか）

10月9日、第三者調査委員会が設置され、2020年3月14日に調査報告書が公表された。そこには、約1年前の2018年10月1日、監査役は、社内調査委員会の委員から報告を受けていたにもかかわらず、取締役会に報告しなかったいきさつが明らかにされた。

なお、断り書きがない限り、以降の記述は、第三者委員会調査報告書による。

1. 事件の概要

2018年1月、金沢国税局調査査察部が、法人税法違反容疑（架空の外注費の計上など）で高浜町の建設会社「Y開発」（注1）を強制調査、Y開発から元高浜町助役のm氏（注2）に3億円が渡っていることが判明した。当局はm氏の家宅捜索を行い、同年6月、m氏の手帳を入手、その中に、関電幹部への金品の贈与が書かれていた。

同年2月、税務当局は関電への調査に入った。i社長はコンプライアンス担当の常務執行役員t氏に調査を指示、t氏は法務部門の担当者らと調査を進め、調査結果は順次、税務当局に報告された。同年6月22日、i社長は社内調査委員会（委員長はコンプライアンス委員会の社外委員のk弁護士、委員にc氏を含む弁護士2名、関電側からt氏を含む執行役員3名）を設置した。

2018年9月11日 社内調査委員会の調査報告書が完成し、役員らが金品を受領していたことが判明、同月14日にi社長に提出した。i社長は、y会長とともに、m相談役と相談し、本件問題を公表しないとの方針を決定し、同年10月26日の定例取締役会への対応は「本件問題を知る関係者が増えて情報漏洩のリスクが高まるということを避ける必要があるの

“眞田宗興の監査役事件簿 No.41”

で、取締役会に本件問題を報告することはせず、また、社外取締役を含めた個々の取締役に報告することもしない」との方針を決定した。

会社法 357 条（取締役の報告義務）には、「取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならない」とある。

まさか、会社に著しい損害を与える恐れがあるとは思わなかつたのだろうか。

会長、社長の判断を知らない状況で、社内調査に携わった t 氏らは、同年 10 月 1 日に常任監査役の s 氏に報告した。

これに対し、s 監査役は、同月 4 日に i 社長と面談し、監査役への報告が遅いと苦言を呈し、詳細な情報提供を要請した。

s 氏を含む常任監査役 3 名は t 氏らからの説明を 3 回にわたって受け、その後、4 名の社外監査役を順次訪問し、個別面談を通じて本件の事実関係を共有した。

監査役会は、最終的に、2018 年 11 月 26 日付で監査レポートを作成し、その中で、執行部の対応は「概ね妥当」と結論付け、①Y 開発以外の工事発注に不適切なものはないか（注 3）②再発防止策③企業統治に関する基本的認識の徹底の 3 点を対応を執行部に要請した。

ここまで、監査役（会）はきちんとやってきたのに、なぜ、取締役会への報告をしなかったのだろうか。

（注 1）2019.10.17 週刊文春。Y 開発は 2013 年売上 3.5 億円、わずか 5 年後 2018 年は 6 倍の 21 億円。ゴルフ場も経営、4 台格納できるシャッター付き駐車場、隣接地を買い増しなどで、税務当局が目をつけたと推測。

（注 2）m 氏の略歴 77～87 高浜町助役。高浜原発 3, 4 号基の誘致に奔走。反対運動を封じ込める。町長より高い報酬。87 年助役退任。教育委員長に就任。娘婿を高浜町役場に送り込む。関電子会社「関電プラント」の顧問を 30 年にわたり務める。97 年高浜町に警備会社を設立、原発警備を一手に引き受ける。関電の関連施設の警備も担当。教育委員長退任後は Y 開発に軸足を移す（19.10.10 週刊文春）。m 氏は、助役退任後は京都に転居、長く糖尿病を患い、19 年 3 月地元の病院で息を引き取った（19.10.17 週刊文春）。

（注 3）この監査役会の要請もあって、第三者委員会は、社内調査で判明した 23 名のほかに、関電プラント等の役職員を加えて、合計 75 名、総額は約 3.6 億円となり、便宜を与えた企業は Y 開発のほか、4 社の名前が挙げられている。

2. 監査役会による検討

監査役らは、会社法第 382 条（取締役会への報告義務）（注 4）に該当するかどうかを検討した。

社内調査委員会の調査報告書には、「m 氏は・・自己顕示欲を満足させるために、自己の権威の誇示、自己の価値観による礼儀の実践、人的ネットワークの維持等を目的として、無理槍金品を押し付けていた」として、「（関電役職員からの）工事等に関する情報提供が m 氏から渡された金品の見返りとして行われたものとは認められない」（注 5）と記載されていた。

金品受領者に対しては、社内調査委員会の委員長で、関電のコンプライアンス委員会の社外委員でもある k 弁護士は、同報告書の最後に「所感」として「・・・別の品物で返還してその領収書を逐一保存したりするなど、不本意な形ではあっても誠実な対応を続けた挙げ句、税務当局との関係でも多額の出捐を余儀なくされた担当者らの境遇には、むしろ同情さえ禁じ得ない」と述べている。

これらの記述から、各監査役は、コンプライアンス違反だが違法ではない、との認識を持つに至り、また、y 常任監査役から、弁護士である社外監査役 d 氏に確認したところ、取締役会への報告はしなくてよいとのことだったと聞き「監査役が『独自に』取締役会の報告する義務まではない事案である」という認識を持った。

後に、第三者委員会が d 氏に確認したところ、コンプライアンス上問題はあるけれど違法ではない以上取締役会へ報告しなくともよいかと聞かれ、それはまず会長、社長らの執行部が検討し判断すべきという趣旨で賛同した、そして、調査報告書がされるほどの対応がなされている以上、社外取締役を含め、全取締役に報告されているはずであると考えていた、と述べている。

『独自に』というのはどういう意味なのか。監査役らの認識としてはどうやら執行部から取締役会に当然報告されるものと思っていたようである。

y 常任監査役らは 2018 年 10 月 23 日、t 氏とのヒアリングにおいて、「本事案を『執行部から』取締役会への報告の要否についての法的整理をするよう要請した」とある。これを受け、t 氏の管掌下にあった初動調査を担当した担当者ら（法務部門）は、社内調査委員の c 弁護士に相談したところ、c 弁護士から、「取締役会に報告することが望ましい。しかし、その代わりに社外取締役を含む全取締役に説明し、意見を聴取することでも足りる」との助言を得たとの認識を持った（注 6）。

t 氏ら執行側は同年 11 月 7 日の常任監査役によるヒアリングにおいて、常任監査役から、取締役会及び社外取締役への報告義務があるとまでは言えないとの示唆を受けたという。ただし、後に、第三者委員会に対して常任監査役側は、そのようなことを述べた事実ははないとしている。

二日後の 11 月 9 日、t 氏から報告を受けた y 会長と i 社長は、かねてからの打ち合わせ通り、取締役会にも、個々の取締役へも報告を行わないとの判断を t 氏らに伝えた。

これを聞いた t 氏傘下の法務担当からは異論も出たが、会長、社長の意見に従わざるを得ないことから、取締役会への報告はなされないままになった。

執行側も監査役側とともに取締役会への報告はしないことになってしまった。

(注 4) 会社法 382 条 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）に報告しなければならない。

(注 5) 社内調査委員会調査報告書（2018.9.11）16 ページ

(注 6) 後に、c 弁護士は、法律相談との認識ではなく、このような取扱いをしたいとの断りに来られたとの

認識であった。各取締役に個別に報告すれば良いのか、と正面から問われれば問題はあると回答しているはずである、と述べている。

3. 第三者委員会の判断

一方、第三者委員会は、「m氏は自分が関係する企業に工事等の仕事を発注することや工事に関する情報を提供することなどを要求して、それに応じさせてきたと認められる」とし、「・・・取引先の関係者から社会的儀礼の範囲をはるかに超える金品を受領してしまったというやましさ・罪悪感を抱かせ、m氏と関電との不正常な関係を露見させれば、自らの悪事も露見してしまうという、いわば共犯関係に持込むことを意図した『毒』でもあった」として、特に原子力事業本部長の副社長ら3氏による合計数千万円～1億万円に及ぶ金品の受領は、いかなる経緯・事情があろうとも絶対に社会的に許容されない次元の規模であり、それゆえ、「絶対にm氏との関係を露見させてはならないという強力な足枷として機能したことは想像に難くない」と述べている。もし、第三者調査委員会の報告通りとすれば、情報提供によって、公正価格での発注が阻害されたとすれば、会社に対する背任行為の疑いがある、と私は思うのだが。

そして、取締役会への報告は、会社法382条の「著しく不当な事実」として取締役会に報告すべきであったとしている。

4. 責任追及

2019年11月28日、個人株主5名から監査役宛てに、現取締役及び元取締役5名に対し54.2億円の損害賠償請求を提起するようにとの提訴請求書が送付された。m氏から金品を受け取ったことに対する会社としての対応を怠ったことおよびm氏の意向に沿い、Y開発等に不公正かつ不当高額発注をしたことで、善管注意義務及び忠実義務違反であるとしている。一方、社長宛てに、現旧監査役計7名に対し、金品受け取り問題について監査役が取締役会に報告しなかったのは善管注意義務違反だとし、総額51億円の損害賠償請求を提起するようにとの提訴請求書が送付された。（関電ホームページ2019.11.28「株主からの提訴請求について」）。

代理人河合弘之弁護士は、60日以内に提訴しなければ代表訴訟を起こす意向を示している。（2019.11.29日経新聞）

これを受けて、監査役会は、2020年3月30日、取締役らが関電に対して損害賠償責任を負うか否か等についての法的な検証を行うべく、取締役責任調査委員会を設置した。委員長以下4名、全て外部弁護士である。

2019年12月13日、市民団体「関電の原発マネー不正還流を告発する会」は役員ら12人に対し会社法違反（特別背任、収賄）や背任、所得税法違反の疑いで大阪地検に告訴状を提出した。（2019年12月14日日経新聞）

2020年3月14日、関電は、第三者委員会の調査報告書に基き、次のように責任の所在

を明らかにしたと発表した。

Y会長、i社長、m相談役、原子力事業本部長の副社長の4名と金品受領・事前発注約束などで4人の辞任及び多数の関係者の報酬一部削減ないし返納(t氏ら内部調査関係者、退任済みの役員、コンプライアンス及び工事発注・契約業務を所管する役員など)そして監査役4名の報酬一部返上。

私のコメント

(1) 監査役と執行部の関係

会長、社長と相談役の決めた、取締役会にも個々の取締役にも社内調査報告書は報告しないという方針が、執行部にも監査役にも足枷になってしまったように見える。監査役が、法務部門等の執行部の意見を聞くことは良いことだとは思うが、社外監査役のd弁護士の「会長、社長らの執行部が検討し判断すべきという趣旨で賛同した」と述べていることに違和感を持たざるを得ない。「法令に違反する事実」かどうかは意見が分かれるかもしれないが、この金品受領が公表されればどれほどの被害が閑電に及ぶか考えただけでも「著しい損害を及ぼすおそれのある事実」であることは明白である。

執行側が取締役会に報告するかしないかに關係なく、監査役会は『独自に』報告しなければならないのである。監査役がそれを怠ったのなら監査役の存在価値はない。

また、たとえ、弁護士の委員の意見を基に、常任監査役が取締役会に報告しない、と判断したとしても、各監査役が「それはおかしい」と思えば、単独で、取締役会で「報告願いたい」と言うことができる。それが監査役の「独任制」(注7)である。事件当時、閑電には3人の常任監査役と4人の非常勤の社外監査役があり、社外監査役は弁護士始め教授、元大手電機メーカー社長等錚々たるメンバーにもかかわらず、誰も発言しなかった。

しかし、社内調査委員のk弁護士や、監査役のd弁護士の意見に対抗して、「それはおかしい」と言うことはかなりの勇気と覚悟が必要である。しかし、監査懇話会で学ばれたみなさんなら、その勇気と覚悟はお持ちであるはずである。

取締役会への報告は、監査役は、遠慮せず、執行部からは嫌がれるかもしれないが、気軽に(あえて言う)発言することをお勧めする。「この点は疑問である、調査してください」でよいのである。これが監査役を救い、会社も救うのである。ビビることはない。

(注7) 会社法390条2項ただし書は、監査役会が監査方針・調査方法その他監査役の職務執行に関して決定したことについて、この決定は、各監査役の権限の行使を妨げることはできないと定めている。

(2) 弁護士との対話の難しさ

第三者委員会の調査報告を読んで感じたことは、弁護士と監査役、弁護士と執行部の間での意思疎通がうまく取れずに、お互い自分に都合の良いような受取方をしているように見える。裁判になった時を想定して、しっかり確認する必要がありそうである。

(3) 声を集めよ

監査役会には顧問弁護士もいた。しかし、相談していない。もったいないことである。

法務部門の担当は、取締役会に報告しないことに異議を唱えたという。こういう声を拾えなかったのは残念である。